

公民連携定住対策推進自治体連絡会 規約

施行：平成 26 年 3 月 26 日

（目 的）

第 1 条 少子高齢化傾向の下、定住人口の増加を通じ、地域の活性化の諸施策を地域の官民連携により実現しようとする自治体が、互いに情報やアイデア、実施手法などの経験や情報を共有、交換、研鑽を重ねることで、より効果的・効率的な人口増、地域活性化施策を実現することを目的とする。

（名 称）

第 1 条 本会は、「公民連携定住対策推進自治体連絡会」と称する。

（会 員）

第 2 条 本会の会員は、正会員、支援会員、賛助会員とし、区分は次のとおりとする。

2. 正会員は、都道府県および市区町村とする。
3. 支援会員は、国、国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員、民間有識者等で、会の目的に賛同し、専門知識や、目的実現に向け、協力いただける組織・団体・個人とする。
4. 賛助会員は、会の目的に賛同する民間企業、社団とし、会の要請にしたがって活動に協力できるものとする。

（会 費 等）

第 3 条 本会の会費は無料とする。

2. 経費（旅費、会場費、資料費、視察費等）が発生する事業を行う場合は、その経費は参加者の負担とし、事業ごとに参加費を決定し、会員に通知するものとする。

（加入及び脱退）

第 4 条 本会への加入及び脱退は、加入届及び脱退届を事務局に提出することで、自由に入退会できるものとする。

（事務局）

第 5 条 本会は事務局業務を、NPO 法人全国地域 PFI 協会に委託する。委託料は無料とする。
また事務局長は、全国地域 PFI 協会の指定するものが務める。

（会の事業活動）

第 6 条 本会は下記に掲げる事業活動を行う。

- （1）定住促進・地域活性化・公民連携に関する情報の収集と発信
- （2）国の施策等に関する情報の収集と発信
- （3）定住促進・地域活性化・公民連携に関する講演会・研修会の開催
- （4）取り組み事例のとりまとめ・報告会の開催
- （5）自治体の直面する課題の受付と整理

（総会・事務局会議）

第 7 条 総会は年 1 回開催することを通例とし、本会の活動、経理、規約の変更等について審議する。

2. 本会に事務局会議を設け、本会の活動、経理等を討議する。事務局会議の構成員は、会長、副会長の他、事務局で選任する者を充てる。事務局会議は電子メールの送受信によって開催することができるものとする。事務局会議での決定・討議事項は、速やかにすべての会員に

連絡するものとする。

(会長・副会長)

第 8 条 会長自治体（1 団体）及び副会長自治体（2 団体）を総会にて選任し、選任された自治体の長が、会長・副会長を務める。

(部会)

第 9 条 本会に支部を設置することができるものとする。

(簡易な事項の決定)

第 10 条 この規約にもとづく簡易な事項については、会長が決定する。

付 則

(疑義解明)

1 . この規則の解釈その他疑義の解明は会長が決定する。

(施行期日)

2 . 本規約は、平成 26 年 3 月 26 日から、施行する。

以 上